

市町村合併時における一般廃棄物処理計画の策定について

近年、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスの維持・向上、効率化等を図る観点から、市町村合併が推進されているところである。

合併時には、当然のことながら、合併後の市町村の区域内における一般廃棄物処理体制のあり方について協議し、適切な処理体制の構築を進めることとなるが、その検討に当たっては、各市町村毎に一般廃棄物の分別区分、収集運搬体制、処理施設等が整備されてきた経緯を踏まえ、事前に十分な調整を図る必要がある。

一般廃棄物処理は、市町村の基本的な行政サービスの一つであり、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から停滞が許されないものであり、適正処理が継続されなければならないものであることも踏まえ、市町村合併時には、予め合併後の一般廃棄物処理体制のあり方について十分な検討を行い、遅滞なく一般廃棄物処理計画を策定することにより、新しい市町村における一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、各市町村等に周知・徹底願いたい。